

TRA__Link 約款

制定日：2025年4月1日

本約款は、日本ケミカルデータベース株式会社（以下「JCDB」といいます。）が販売する「TRA__Link（提供元 一般社団法人産業環境管理協会（以下「産環協」といいます。））」（以下「本製品」といいます。）を利用する全ての者に適用されます。

（本製品の契約者及び利用者）

- 第1条 本製品の利用に関する契約を締結できる者（以下「契約者」といいます。）は、法人に限ります。契約者は、本製品を契約者の事業の用に供する目的の範囲内で利用することができますが、その目的の範囲外で利用することはできません。
2. 製品を利用することができる者（以下「利用者」といいます。）は、契約者の指揮命令下で本製品を利用する業務に従事する方に限られます。

（本製品内容）

- 第2条 本製品内容は、リスクアセスメント支援ツール「TRA__Link」本体とし、リスク評価に使用する「ECETOC TRA」は本製品に含まれないものとします。

（本契約の成立）

- 第3条 本製品の契約の手続きは、次の各号の手順で行います。
- （1）製品の利用に関する契約を申し込む者（以下「申込者」といい、法人に限ります。）が、本約款の内容に同意します。
 - （2）申込者が、本製品を利用するために必要な事項（以下「契約必要事項」といいます。）を、JCDBが指定した方法で入力し、申込みを行います。
 - （3）JCDBが、当該申込を受領後速やかに本約款の規定に照らして審査し、その結果を申込受領日より5営業日以内に通知します。本製品の利用を認める場合には、利用開始のお知らせの通知と合わせ、本製品を電子メールの送信その他の方法で契約者に送付します。
2. 本製品の利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本製品の送付と利用開始の通知完了をもって成立し、以降申込者は契約者となります。
3. 契約者及び利用者は、本契約の成立日より利用することができます。

（利用申込みの拒絶事由）

- 第4条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、JCDBは申込みを拒絶し、本契約を締結しないことがあります。なお、JCDBは、申込者に対し、原則として申込拒絶の理由を開示いたしません。
- （1）契約必要事項に虚偽の記載があった場合
 - （2）申込者または契約締結後の利用者が、本約款の条項に違反した場合、または違反の蓋然性が高いとみなされる場合
 - （3）申込者または契約締結後の利用者が、本製品を悪用または不正利用をする蓋然性が高いとみなされる場合、もしくは第三者に損害を与える蓋然性が高いとみなされる場合

- (4) 申込者に本製品を提供した結果、JCDBが著しい不利益を被ると判断した場合
- (5) 申込者または契約締結後の利用者が、JCDBと競業する事業者である場合
- (6) 申込者が実在しない場合
- (7) 契約者または利用者として不適当とJCDBが判断した場合

(契約期間)

第5条 本製品の契約期間は、第3条に定める利用開始の通知をした日の翌月1日から1年間が経過するまでとします。

- 2. 本契約及び本約款における時間は、日本標準時(JST)を基準とします。
- 3. 本契約の契約期間満了日の1か月前までに、契約者がJCDBに対して第6条に定める通知を行わない場合は、本契約は、同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。本項に基づく更新期間は、更新日(更新前の契約の契約期間満了日の翌日)から1年間が経過するまでとします。

(契約者による本契約を更新しない旨の通知)

第6条 契約者は、第5条第3項に定める本契約の更新を希望しない場合には、契約期間満了日の1か月前までにJCDB所定の書式によりJCDBに対して通知をします。

- 2. JCDBは、前項の通知を受領した場合、契約期間満了日の午後5時(17:00)をもって本製品の最新版の提供を終了します。

(契約必要事項の変更)

第7条 契約者は、申込時に入力した契約必要事項に変更が生じた場合、速やかにJCDBに対し、JCDB所定の書式により変更内容を通知します。

- 2. JCDBは、前項の通知を受領した後速やかに確認作業を行い、完了後、電子メールの送信その他の方法によって契約者に確認した旨を通知します。
- 3. 契約者が本条第1項に定める通知を行わなかったことにより不利益を被ったとしても、JCDBは一切その責任を負いません。

(本製品の利用方法および禁止事項)

第8条 本サービスの利用契約は、申込者がリスクアセスメントの実施および管理を各事業所単位で行う場合には、申込者の事業所ごとに本契約を締結するものとします。ただし、申込者の全従業員数が20人以下の小規模事業者である場合、または申込者が、会社全体を統括してリスクアセスメントを実施・管理する専門部署等を設け、全社的に一元管理を行う場合には、1契約にて全社の利用を可能とします。

- 2. 前項に基づく一元管理による利用を希望する場合、当社に対しその旨を事前に申請し、当社の承認を得るものとします。
- 3. 本製品に関するJCDBへの問合せは、契約者のみとします。
- 4. 契約者および利用者による、次の各号の行為を禁止します。
 - (1) 違法な目的で本製品を利用すること
 - (2) 契約者の事業の用に供する目的以外で本製品を利用すること
 - (3) 契約者以外の者のために本製品を利用すること
 - (4) 不正アクセス行為、ハッキング行為、クラッキング行為をすること

- (5) 本契約期間中、本製品を利用してJCDBと実質的に同一の事業(本製品に類似する製品の提供、リスクアセスメントの実施支援の提供等をいう。)またはJCDBと市場において競合し得る製品もしくはサービスの開発を、自らまたは第三者をして行うこと
- (6) その他、JCDBに損害を与える行為をすること

(利用料金)

第9条 本製品の利用料金は、申込フォームまたは申込書に記載された金額(年額)とします。

- 2. 利用料金を変更する場合は、30日以上予告期間を設けることで変更できるものとし、改訂日以降の新規申込み、または、契約更新より適用されます。
- 3. JCDBは既に受領した利用料金の払い戻し等は一切行いません。

(利用料金の支払方法)

第10条 契約の成立後に、JCDBは契約者に対し利用料金の請求書を送付します。契約者は、請求書に記載の請求日の翌月末までに、JCDB指定の方法により、一括で本製品の利用料金を支払います。

- 2. 契約更新後の利用料金については、更新月にJCDBは請求書を発行します。契約者は、請求書に記載の請求日の翌月末までに、JCDB指定の方法により、本製品の利用料金を支払います。
- 3. 支払いに必要な金融機関の払込手数料は、契約者が負担します。

(責任範囲の限定等)

第11条 本製品で提供される製品の内容は、「ECETOC TRA」に基づいてリスク評価された結果であり、内容の完全性や正確性、および全ての化学品、化学物質を網羅していることを保証するものではありません。

- 2. 本製品を利用することにより契約者または利用者が期待した効果が得られなかったとしても、JCDBは、損害賠償その他一切の責任を負いません。
- 3. 契約者または利用者が本製品を利用する際に第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者または利用者は、自己の責任と費用をもって解決し、JCDBに何ら損害を与えないようにするものとします。

(本契約の解除)

第12条 JCDBは、次の各号に定める事項が発生した場合、契約者または利用者に対して、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。

- (1) 利用料金の請求書を発行した日の翌日から60日以上経過しても、入金を確認できない場合
- (2) 契約者または利用者が、本契約および本約款のいずれかの条項に違反した場合および違反する蓋然性が高いとJCDBが判断した場合
- (3) 契約者が、契約必要事項等につき虚偽の申告をした場合
- (4) 契約者または利用者が、契約必要事項の情報を不正に利用した場合
- (5) 契約者または利用者が、本製品の提供を妨害した場合
- (6) 契約者が、監督官庁により営業の許可取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 契約者が、支払停止もしくは支払い不能の状態に陥った場合、または契約者が手形も

しくは小切手が不渡りとなった場合

(8) 契約者が、第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課滞納処分を受けた場合

(9) 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合

(10) 解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をした場合

(11) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合

(12) JCDBまたは本製品の名誉、信用等を著しく毀損した場合

(13) その他JCDBがその裁量により、契約者または利用者として不適当判断した場合

2. 前項によりJCDBが本契約を解除した場合であっても、JCDBは既に受領した利用料金の払い戻し等は一切行いません。また、本契約を解除された契約者は、本契約が解除された時点において発生している利用料金の支払その他の債務を直ちに履行するものとします。

(損害賠償)

第13条 契約者または利用者が、本契約および本約款のいずれかの条項に違反し、その結果JCDBが損害を被ったときは、契約者はJCDBに対し、当該損害(弁護士費用を含みますが、これに限られません。)を賠償します。

(本約款の変更)

第14条 JCDBは、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的であると認められる範囲で、本約款の内容を変更することができます。

2. 価格の改定を含め本約款に変更があるときは、JCDBは契約者に対して、JCDBのウェブサイト(https://www.jcdb.co.jp/service/tra_link/)にその旨および変更後の本約款の内容を掲載し、変更後の本約款が適用される日の30日以上前に通知します。

(個人情報の保護)

第15条 JCDBは、本製品の提供に際して知り得た利用者の個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義されるものをいいます。)につき、JCDBのウェブサイトに掲載している「個人情報について」に基づき取り扱い、個人情報の保護に関する法律その他法令等を遵守するものとします。

(知的財産権の帰属)

第16条 本製品に係る全てのデータ、ソフトウェア等の知的財産権その他一切の権利は、産環協または産環協に属する者に帰属します。

(反社会的勢力の排除)

第17条 契約者および利用者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者(利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下同じ。)が、利用開始日において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしま

す。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」と総称します）であること
 - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および利用者は、自己、自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。JCDBは、契約者または利用者が前二項のいずれかに違反したと認めた場合、当該契約者または当該利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. JCDBは、契約者または利用者が反社会的勢力に該当するおそれがあると認めた場合には、当該契約者または当該利用者もしくは当該利用者が所属する契約者に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、当該契約者または当該利用者もしくは当該利用者が所属する契約者は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該契約者または当該利用者もしくは当該利用者が所属する契約者がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったとJCDBが認めた場合、JCDBは、当該契約者または当該利用者が所属する契約者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

（準拠法および管轄裁判所）

第18条 本契約および本約款の解釈および適用にあたっては、全て日本国の法律に準拠します。また、本契約および本約款に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議条項）

第19条 本約款に定めのない事項が発生したとき、または、本約款の各条項の解釈に疑義が生じたときは、JCDBおよび契約者は、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとします。

以 上